

公安委員会 説明資料No. 1	「刑事訴訟法第八十九条第一項および第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則案」について	令和4年3月24日 長官官房
--------------------	--	-------------------

## 1 改正の趣旨

警察法（昭和29年法律第162号）、警察庁組織令（昭和29年政令第180号）及び警察法施行規則（昭和32年総理府令第44号）の一部改正に伴い、27の国家公安委員会規則（別添参照）の一括改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）について、サイバー特別捜査隊が行う捜査への適用について読替規定を整備する。
- (2) 犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）について、既存の都道府県警察間の連絡共助の枠組みに関東管区警察局を追加するほか、都道府県警察からの報告義務の対象に重大サイバー事案を追加する等の規定を整備する。
- (3) 通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号）について、サイバー特別捜査隊が行う傍受又は再生への適用について読替規定を整備する。
- (4) 少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）について、サイバー特別捜査隊が関与する少年事案の適正確保に関する規定を整備する。
- (5) 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）について、サイバー特別捜査隊が行う取調べ等への適用について読替適用等を整備する。
- (6) その他所要の規定を整備する。

## 3 施行期日

令和4年4月1日

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	令和4年3月24日
説明資料No. 2	専決区分の整理（案）について	長官官房

昨年中に施行された法律等に規定された国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会において専決処理することとされたものを含む。）のうち、一定のものを次のとおり警察庁において専決処理する事項とする。

○ 国家公安委員会の決裁が必要な事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものを除く。）
- ・ 所管法人の指導監督に係る特に重要な処分
- ・ その他特に高度な判断を要する処分

【具体例】

- ・ 基本方針の策定に係る国土交通大臣との協議

（特定複合観光施設区域整備法第5条第3項）

○ 警察庁において専決処理する事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（専門的・技術的事項のみを定めるものに限る。）
- ・ 法令上その要件が明確になっている指定、命令等
- ・ 専門的・技術的事項に係る他機関との協議
- ・ その他軽易なもの（事実の確認、公表、証明等）

【具体例】

- ・ 認定設置運営事業者等に対する指示に係る国土交通大臣への申出

（特定複合観光施設区域整備法第30条第3項）

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>令和4年度国家公安委員会及び警察庁に おける政策評価実施計画（案）について</p>	<p>令和4年3月24日</p> <p>長 官 官 房</p>
<p>1 実績評価方式による事後評価等</p> <p>令和元年度から評価の重点化を図ることとしており、令和4年度は、18の施策のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本目標3 組織犯罪対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化</li> </ul> </li> <li>○ 基本目標5 国の公安の維持 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処</li> <li>・ 業績目標2 災害への的確な対処</li> <li>・ 業績目標3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処</li> </ul> </li> <li>○ 基本目標7 デジタル社会の安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績目標1 サイバー事案対策の強化</li> </ul> </li> </ul> <p>の5つの施策について、令和3年度を評価期間とする評価を実施し、その他についてはモニタリングを実施することとする。</p> <p>2 事業評価方式による事後評価</p> <p>令和4年度においては、事業評価方式による評価は実施しない。</p> <p>3 その他</p> <p>令和4年6月頃に第39回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取する予定。</p>		

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和4年3月24日 長 官 官 房

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>令和3年における組織犯罪の情勢について</p>	<p>令和4年3月24日</p> <p>刑 事 局</p>
<p><b>1 暴力団情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年1月、兵庫県等の6府県の公安委員会が暴力団対策法に基づき、10市を警戒区域と定めた上、六代目山口組及び神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定した後も、対立抗争は継続しており、令和3年末現在、9府県の公安委員会により、17市町を警戒区域とする指定が行われている。</li> <li>○ 暴力団構成員等の検挙人員は近年減少傾向にあり、令和3年は11,735人。罪種別では、覚醒剤取締法違反が最多で、次いで詐欺、傷害、窃盗の順。また、準暴力団等は、暴力団と関係を持ちながら、繁華街・歓楽街等において、暴行・傷害、違法な資金獲得活動を行っている。</li> </ul> <p><b>2 薬物・銃器情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物事犯検挙人員は近年横ばいであり、令和3年は前年より微減。大麻事犯検挙人員は5,482人と過去最多。特に、20歳代以下の若年層における増加が顕著。覚醒剤及び乾燥大麻の押収量は前年より増加。</li> <li>○ 営利犯検挙人員は975人と増加。このうち、覚醒剤事犯では暴力団構成員等が過半数（246人、54.1%）を占め、大麻事犯でも暴力団構成員等が多い（104人、24.4%）ほか、外国人も増加（50人、11.7%）。</li> <li>○ 銃器発砲事件数は、暴力団等によるとみられるものを含め10件と大幅に減少。また、拳銃押収丁数についても295丁と減少。</li> </ul> <p><b>3 来日外国人犯罪情勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総検挙件数・人員については、近年はほぼ横ばい状態で推移してきたが、令和3年は15,893件・10,677人でいずれも減少。刑法犯・特別法犯の検挙件数・人員もいずれも減少。</li> <li>○ 総検挙人員の国籍等別の内訳は、ベトナム37.5%、中国21.6%の順で、2か国で全体の約6割を占める。</li> <li>○ 総検挙人員の在留資格別の内訳は、「技能実習」23.8%、「留学」14.2%、「定住者」12.8%、「短期滞在」11.2%、「日本人の配偶者等」8.3%の順。</li> </ul>		

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>令和4年春の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和4年3月24日 交 通 局</p>
<p><b>1 実施期間</b> 4月6日(水)から同月15日(金)までの10日間</p> <p><b>2 主催</b> 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p><b>3 運動重点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供を始めとする歩行者の安全確保</li> <li>○ 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上</li> <li>○ 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保</li> </ul> <p><b>4 子供に関する交通事故の特徴</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児・児童の死者・重傷者は、いずれも歩行中が約6割と最多、児童では約3割が自転車乗用中</li> <li>○ 月別では、歩行中、自転車乗用中児童は6月が最多、歩行中幼児は4月が最多</li> <li>○ 歩行中の幼児・児童の死者・重傷者の特徴は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間帯別では、幼児・児童ともに16時～17時台が最も多いが、幼児については土日の日中の時間帯も多い</li> <li>・ 事故類型別では、幼児・児童ともに横断中が最も多く、児童は7割超が横断中</li> <li>・ 法令違反別では、全年齢と比較すると、幼児・児童ともに飛出しが最も多く、違反なしが少ない。また、幼児・児童に違反なしの場合の車両側の法令違反については、対幼児では安全不確認などの安全運転義務違反、対児童では歩行者妨害等が最も多い</li> </ul> </li> <li>○ 自転車乗用中の児童の死者・重傷者について、時間帯別では16時～17時台が最も多く、学齢別では歩行中と比較すると中・高学年が多い。また、事故類型別では、出会い頭が7割超であり、法令違反別では、全年齢と比較して違反なしの割合が低い</li> </ul> <p><b>5 警察における重点的取組</b> 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮しつつ各種活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者に対する自らの安全を守る交通行動の指導啓発、通学時間帯等における保護・誘導活動の強化、保護者に対する交通安全教育の推進</li> <li>○ 自動車運転者に対する歩行者優先義務等の指導啓発、飲酒運転を許さない社会環境づくりに向けた広報啓発と取締りの推進</li> <li>○ 自転車利用者に対する交通ルール遵守の周知徹底、全ての利用者に対するヘルメット着用の推奨等の指導啓発と悪質違反者の取締り</li> </ul>		